

岩手県告示第478号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第40条第1項の規定に基づき、岩手県産業再生復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する法人（以下「指定法人」という。）を次のとおり指定した。

平成26年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定法人の名称	本店又は主たる事務所の所在地	復興推進事業の業種	指定年月日
東北海洋資源開発株式会社	大船渡市立根町字前谷地18番地8	セメント関連産業	平成26年2月27日